

# 児童医療費助成について

## ◎令和5年4月から対象年齢が拡大します

令和5年4月診療分から、児童医療費助成の対象者を高校3年生相当（満18歳の3月末）まで拡大します。

## ◆受給資格証の送付

①高校生相当の方（平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれ）

新たに児童医療費助成の登録が必要になります。登録申請書は1月下旬に送付しました。

⇒登録申請した方

3月下旬頃、新しい受給資格証を送付予定です。

⇒登録申請がお済みでない方

必ず登録申請をお願いします。申請書を受付後2週間程度で受給資格証を送付します。

②児童医療費助成受給資格証を現在お持ちの方（中学3年生まで）

申請は不要です。新しい有効期限が記載された受給資格証が3月下旬に送付されます。

③令和5年度小学生の方（平成23年4月2日～平成29年4月1日生まれ）

受給資格証の色と公費番号が変わります。

これまで小学生は「ベージュ色」の受給資格証をお使いいただいておりましたが、令和5年4月受診からは「ピンク色」となります。

3月下旬に送付される受給資格証を医療機関へご提示ください。

## 〈児童医療費助成とは〉

お子様が病気やケガで医療機関等を受診した際の医療費のうち『保険診療分の自己負担金』について助成をします。

## ●助成対象となる医療費

保険診療が適用された医療費の自己負担金

※保険適用でない予防接種や証明料等、入院時の食事療養費、学校管理下で発生したケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費は対象外です。

※高額療養費や付加給付(保険組合により差異があります)に該当した場合、給付を受けた額を差し引いて助成します。

## ●助成の流れ

・栃木県内の医療機関等を受診する場合（現物給付）

受給資格証と児童の健康保険証を窓口で提示することで、保険診療分の自己負担金について、窓口での支払いがなくなります。

・栃木県外の医療機関等を受診する場合や、受給資格証の提示をしなかった場合(償還払い)

窓口にて保険診療分の自己負担金をお支払いください。その後、診療日の翌月1日から1年以内に子ども家庭課に申請をしてください(1年を経過すると、申請ができません)。

## 【必要書類】

- ・児童医療費助成申請書
  - ・医療機関等が発行した領収書
    - …受診者名、医療機関名、受診日、保険点数(保険診療金額)、負担割合、入院・外来の別の記載があり、領収印のあるもの。
    - 領収書がない場合、医療機関等による保険診療分の証明が必要です(助成申請書に記載欄があります)。
  - ・受給資格証
  - ・児童の健康保険証
  - ・受給資格者名義の口座番号がわかるもの(預金通帳等)
  - ・受給資格者の本人確認書類
- ※その他、別途書類が必要になる場合があります(限度額適用認定証のコピー、高額療養費及び付加給付の支給決定通知書等)。

## ●助成金の支払い

毎月末までの受付分を、翌月末頃(最終営業日の前日)に受給資格者の口座に振り込みします。  
 ※助成額の決定通知書等は発行していませんので、通帳記帳にてご確認ください。

## ●登録手続きについて

お子さまが生まれたときや本町に転入されたとき等に受給資格証の交付を受けるには手続きが必要になりますので、登録申請をしてください。

## 【必要書類】

- ・児童の健康保険証
- ・受給資格者の本人確認書類

## ●医療機関への適正な受診に、ご協力をお願いします。

### ○体の不調を感じたら早期に受診を

早期に受診することで皆さんの健康を守ることはもちろん、医療費を抑えることにもつながります。体のことで不安なことがあれば、医療機関に相談してみましょう。

### ○休日や夜間の受診を見直しましょう

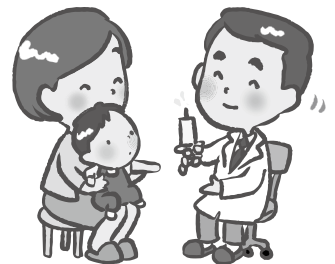
休日や夜間などの時間外に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診することができないか一度考えてみましょう。休日や夜間の急な病気やケガで、病院の診療を受けたほうがよいのか等判断に迷った場合は、「電話相談」も実施していますので、ぜひご利用ください。

#### ・子ども「とちぎ子ども救急電話相談」

【電話相談】 # 8 0 0 0 または ☎ 0 2 8 ( 6 0 0 ) 0 0 9 9  
 【相談時間】 月曜～土曜日 午後6時～翌朝8時  
 日曜、祝休日 午前8時～翌朝8時(24時間)

#### ・大人(概ね15歳以上)「とちぎ救急医療電話相談」

【電話相談】 # 7 1 1 1 または ☎ 0 2 8 ( 6 2 3 ) 3 3 4 4  
 【相談時間】 月曜～金曜日 午後6時～10時  
 土曜、日曜、祝休日 午後4時～10時



### ○かかりつけ医を持ちましょう

何かあったらすぐに受診や相談ができるかかりつけ医は、それまでの病歴や健康状態、体質等を把握しています。体調の変化など気になることがあったときに、すぐ相談できることで病気の早期発見につながります。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 母子健康係 ☎569132